

京都市計画段階環境影響評価（戦略的環境アセスメント）要綱（以下「要綱」という。）第18条第5項の規定に基づき、「水垂地区における基盤整備のための構想」を推進する運動公園の整備基本計画に係る環境配慮報告書（以下「報告書」という。）が提出されましたので、同条第6項の規定に基づいて、次のとおり公告するとともに、報告書を縦覧に供します。

平成20年4月22日

京都市長 門川 大作

1 計画策定局長等名及び担当部局名

(1) 計画策定局長等名

京都市総合企画局長

(2) 担当部局名

プロジェクト推進室

2 対象計画の名称及び種類

(1) 名称

「水垂地区における基盤整備のための構想」を推進する運動公園の整備基本計画

(2) 種類

都市計画法第4条第12項に規定する開発行為（第二種計画）

3 対象計画に定めようとする目的及び概要

(1) 目的

水垂処分地跡地は、京都市が昭和50年から廃棄物の埋立事業に取り組んできた土地であるが、その埋立事業の終了を受け、京都市の21世紀の活力を担う南部地域の新たな拠点としての整備が望まれている地区である。

この状況を受け、平成12年3月に「水垂地区における基盤整備のための構想」

(以下、「構想」という。)を策定し、土地利用の骨子と、桂川の改修計画に伴う水垂町住民の移転のための代替地(以下、「E1地区」という。)及びその周辺を先行整備することを明らかにした。

平成19年3月には、「構想」に基づき水垂埋立処分地跡地のうち、E1地区周辺の約15ヘクタールを対象に「水垂地区における基盤整備のための構想」を推進するための第1次土地利用基本計画(以下、「第1次土地利用基本計画」という。)を策定し、新たなスポーツ拠点施設を中心とする公園として位置付け、特色ある整備を行うこととし、土地利用の方向性を明らかにし本計画は、「第1次土地利用基本計画」に示した土地利用の方向性に基づき、水垂埋立処分地跡地及び周辺地域の特性を考慮しながら、市民のスポーツ需要に対応する運動公園の整備を目指し、導入施設の内容・規模及び配置計画等、整備の具体化に向けて公園の基本的な内容を明らかにすることを目的とする。

(2) 概要

ア 計画の位置

伏見区淀水垂町地内

イ 計画の規模

公園面積 約15ha

4 報告書の縦覧の場所、期間及び時間

(1) 縦覧の場所

京都市環境局環境企画部環境管理課

京都市中京区柳馬場通御池下る柳八幡町65番地 京都朝日ビル4階

(2) 縦覧の期間

平成20年4月22日から同年5月21日まで（土曜日、日曜日及び祝休日は除く。）

(3) 縦覧時間

「午前9時30分から正午まで」及び「午後1時から午後4時30分まで」

(環境局環境企画部環境管理課)